

取引相場のない会社の「自社株評価」 同族会社の「留保金課税」 早わかりQ&A

公認会計士・税理士
久納幹史

事業承継等で自社株を相続すると、資産のある会社や業績のいい会社ほど評価額が高くなり、多額の税金がかかる。資金がなければ、経営自体に影響が出てくることも……。そうならないために、改めて基本を押さえておきたい。

◆ 自社株評価に関するQ&A

昨年一二月に平成一七年度税制改正に向けて政府税調より「税制大綱」が発表されました。この大綱において、定率減税の縮小など増税路線が明確となりました。今後も国の財政難から増税路線が継続する見込みです。こうした状況下で、私たちは自分の財産・会社を守るために、より多くの注意を払っていかねばなりません。

そこで、経営者のみなさんにとって重要な財産である自社株の評価について、最近話題となった西武鉄道問題などにも触れながら疑問に答えていきます。

Q 取引相場のない自社株の評価は、どのように行われるのでしょうか

A 取引相場のない自社株の税務上の評価額は、取引の当事者が同族関係者かどうか、あるいは法人が当事者に含まれているかによっても違ってきますし、売買なのか、相続・贈与なのかによっても違ってくるといって、大変わかりにくいものです。ここでは、同族株主の

所有する取引相場のない自社株の相続税評価について解説をします。ただし、わかりやすくするために、細かい点については、説明をあえて省略しているところもあることをあらかじめご了承ください。

まず、自社株評価の区分ですが、図1のように区分されます。最初に特別な会社か一般的な会社かによって分けられます。

特別な会社とは、①開業から

三年未満の会社、②資産のうちかなりの部分を株式あるいは土地が占める会社などがあります。これらの会社の評価方法は、のちほど説明します。

一方、一般的な会社は、どのように評価されるのでしょうか。一般的な会社は、さらに大会社・中会社・小会社に分類されます(以下で「大会社」「中会社」「小会社」という場合は、この区分による)。

この基準は、卸売業・小売業・その他の業種によって異なりますが、従業員数が一〇〇人

以上であれば大会社となりますし、従業員が五人以下で売上規模の小さいところは小会社となります。従業員数が一〇〇名未満であっても、五〇名以上であれば、売上高・総資産の規模により大会社となる場合もあります。

大会社に当たる場合は「類似業種比準方式」という方法のみ

図1 自社株評価の区分

一般の会社	大 会 社…類似業種比準方式 中 会 社…類似業種比準方式と純資産価額方式の併用 (類似業種比準方式が60%、75%、90%のいずれか) 小 会 社…類似業種比準方式と純資産価額方式の併用 (類似業種比準方式50%、純資産価額方式50%)
特別な会社	株式保有特定会社…資産のうちに株式・出資金の占める割合が大きい会社 土地保有特定会社…資産のうちに土地の占める割合が大きい会社 開業から3年未満の会社…純資産価額方式で評価 比準要素が一つの会社…類似業種比準方式と純資産価額方式の併用 (純資産価額方式75%、類似業種比準方式25%)

の評価となります。中会社・小会社の場合は「類似業種比準方式」と「純資産価額方式」の併用方式となり、たとえば、小会社であれば、それぞれの方式が占める割合が五〇%ずつといった比率で計算した結果が評価額となります。

中会社の場合は、その規模が大きくなるに従って、「類似業種比準方式」の占める割合が六〇%、七五%、九〇%と上がっていきます。つまり、大会社にその評価額が近づいていくわけ

Q 「類似業種比準方式」とは、どのような方法でしょうか

A 「類似業種比準方式」とは、上場会社の同業種の株価と比較して、何倍くらい高いのか安いのかを計算する方法です(次頁図2参照)。この計算には、自社の一株当たりの配当金、法人税申告所得、法人税上の純資産を使用します。法人税申告所得は、繰越欠損金を引く前の金額を使用します。計算の元になるのは、国税庁から発表される「類似業種株

表」です。これには、ある月(だいたい二か月単位で公表される)の類似業種株価とも、計算に使用する類似業種の配当金、利益、純資産が載っています。これらの数字は国税庁が選んだ上場会社の平均値となっているようで、どの会社を選んでいるかは私たちに知らされることはなく、その選出する会社も毎年少しずつ変わるため、ほとんど予想がつかえません。ただし、日経平均株価やTOPIXなど全体の動向から、類似業種株価が安くなるのはいつかを推定するだけです。しかも、この公表はかなり遅れます。

たとえば、平成一六年一二月末現在で公表されているのは、平成一六年八月までの類似業種株価表で、約四か月遅れとなっています。毎年一月・二月分では前年から抽出会社の変更があるため、公表はさらに遅れ、七月くらいと約半年のタイムラグがあり、公表されるまで株価の評価ができないなど困った事態も生じています。

さて、次にこれらの公表された類似業種の指標と比べて、自

社の配当、利益、純資産が何倍であるかを計算し、その加重平均を出すときには、利益の比率が六〇%を占め、あとの配当、純資産の比率は二〇%となっています。利益の高い会社は株価が高くなります。逆に、過去の利益の蓄積である純資産が多くても、現在の利益水準の低い会社は株価は抑えられることになります。

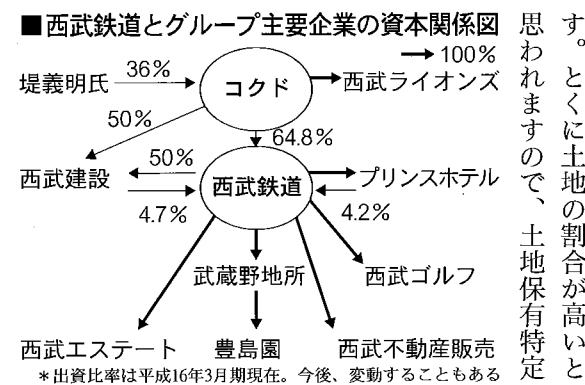
こうして出てきた加重平均の倍率に公表されている類似業種株価と調整率(五〇%から七〇%)を掛けて自社株の「類似業種比準方式」の株価が算定されます。この調整率はいわば時価からのディスカウント率で、大会社では七〇%、中会社では六〇%、小会社では五〇%となっています。自社株は他人に売却できないことを考えると、この調整率をもっと低くてもよいのではないかと思えます。

Q 「純資産価額方式」とは、どんな方法でしょうか

A 「純資産価額方式」とは、会社の貸借対照表を元に計算する方法で、貸借対照表に

Q あなたの会社が一般の会社であるならば、利益を抑えるのが一番の方法でしょう。配当を抑えることも有効な方法です。なぜなら一般の会社なら、必ず「類似業種比準方式」の価格が半分以上の比率を持ちます。この価格を抑えることができれば自社株の評価額は下がるはずですが、近年のように株式市況が低迷している状態では、「純資産価額方式」よりも「類似業

A 今回の西武鉄道のケースをどうみることが出来ますか
西武鉄道と親会社の株式会社コクド（以下「コクド」）の関係を、まず整理しておきましょう。
グループ創始者である堤康次郎氏は財産をできるだけ個人所有とせず、会社の所有としました。その中核会社がコクドです。コクドは西武鉄道の株式を大量に所有するだけでなく、日本各地に二五〇万坪もの膨大



な土地を所有しているときとされており、その含み益は一兆円ともいわれています。このコクドの大株主が堤康次郎氏であり、このコクドの持株を通して、西武鉄道グループを支配できる構造を作り上げていました。
コクドのホームページによれば、同社は大正九年に設立された会社で、現在の資本金は約一億五〇〇万円、従業員三八〇〇名の大会社であることがわかります。コクドは大量の土地、株式を所有していますので、土地保有特定会社、株式保有特定会社になる可能性は十分あります。とくに土地の割合が高いと思われるので、土地保有特定

Q 類似業種比準方式と純資産価額方式
開業三年未満の会社は「類似業種比準方式」で評価額を計算することができず、「純資産価額方式」によって評価額を求めることとなります。
また、「類似業種比準方式」における計算の三要素（配当、所得、純資産）のうち一つの要素しかプラスにならない場合は、純資産価額の比率を七五％、「類似業種比準方式」の比率を二五％として評価することになっています。

Q 類似業種比準方式の価格が低い傾向があるように、この傾向は歴史が古く、含み益をたくさん持っている会社ほど顕著ではないかと思えます。このようにときに会社の規模を拡大できるのなら、類似業種比準方式の比率が上昇し、結果として評価額を下げることも可能ではないでしょうか。
また、あなたの会社が土地保有特定会社あるいは株式保有特定会社に変更する場合は、資産構成を変えることにより、特定会社からはずすことも評価額引き下げにつながると思います。

Q 類似業種比準方式と純資産価額方式
純資産評価額は次のように計算します。
純資産(相続税評価額) = (負債 - 資産(帳簿価額)) × A + (資産(帳簿価額) - 負債) × B × 58%
A: 帳簿上の純資産
B: 含み益...Bの42%が法人税相当額として控除される

「特定会社」に該当するかという点、株式保有特定会社の場合には大会社であれば二五％以上、中会社・小会社であれば五〇％以上です。また、土地保有特定会社の場合は、大会社は七〇％以上、中会社は九〇％以上、小会社は総資産の規模によって、七〇％または九〇％以上となつていきます。これらはいずれも貸借対照表を相続税評価額ベースで再計算した結果で判定されることとなります。
その評価方法ですが、原則として「純資産価額方式」となります。ただし、株式保有特定会社については資産を、株式を持つ部分とそれ以外の部分に分け、株式を持つ部分を「純資産価額方式」で評価し、その他の部分は一般の会社と同様に評価して、その合算によって評価する方法も可能です。
このような評価方法が導入されたのは平成になってからのことで、持株会社あるいは不動産管理会社が一般の会社と同様に評価されてしまうと、その実質価値に比べて低い評価となってしまうことへの課税上の弊害を回避するために導入された。

図2 類似業種比準方式と純資産価額方式

●類似業種比準方式
比準要素は、1株当たりの配当金額、1株当たりの利益金額、1株当たりの純資産額(帳簿価額)の3要素で、具体的には次の算式で計算します。配当、利益、純資産はいずれも50円額面株式に換算した1株当たりのもので、◎は類似業種、◎は評価会社のものという意味です。

$$\text{◎株価} \times \left[\frac{\text{◎配当} + \frac{\text{◎利益}}{\text{◎利益}} \times 3 + \text{◎純資産}}{5} \right] \times \begin{cases} \text{小会社: 0.5} \\ \text{中会社: 0.6} \\ \text{大会社: 0.7} \end{cases}$$

ただし◎利益がゼロの場合は

$$\text{◎株価} \times \left[\frac{\text{◎配当} + \text{◎純資産}}{3} \right] \times \begin{cases} \text{小会社: 0.5} \\ \text{中会社: 0.6} \\ \text{大会社: 0.7} \end{cases}$$

●純資産価額方式
純資産評価額は次のように計算します。

負債	資産(帳簿価額)
純資産(相続税評価額)	純資産(相続税評価額)

純資産価額 = (負債 - 資産(帳簿価額)) × A + (資産(帳簿価額) - 負債) × B × 58%
A: 帳簿上の純資産
B: 含み益...Bの42%が法人税相当額として控除される

Q 特別な会社の評価は、どのように行なうのですか
先に述べたように、資産のうち株式や土地の占める割合が多い会社（これらを「株式保有特定会社」と「土地保有特定会社」という）は、特別な評価を行ないます。どれくらいの比率であれば

「特定会社」に該当するかという点、株式保有特定会社の場合には大会社であれば二五％以上、中会社・小会社であれば五〇％以上です。また、土地保有特定会社の場合は、大会社は七〇％以上、中会社は九〇％以上、小会社は総資産の規模によって、七〇％または九〇％以上となつていきます。これらはいずれも貸借対照表を相続税評価額ベースで再計算した結果で判定されることとなります。
その評価方法ですが、原則として「純資産価額方式」となります。ただし、株式保有特定会社については資産を、株式を持つ部分とそれ以外の部分に分け、株式を持つ部分を「純資産価額方式」で評価し、その他の部分は一般の会社と同様に評価して、その合算によって評価する方法も可能です。
このような評価方法が導入されたのは平成になってからのことで、持株会社あるいは不動産管理会社が一般の会社と同様に評価されてしまうと、その実質価値に比べて低い評価となってしまうことへの課税上の弊害を回避するために導入された。

計上されている資産を相続税評価額で評価し直したうえで、その一株当たりの価値を計算する方法です(図2参照)。
したがって、貸借対照表に株式・出資金がある場合は、その評価額を計算しないと自社株の評価もできませんし、土地は路線などで評価しなければならず、「類似業種比準方式」の価

格に比べて、計算は難しくなり
ます。
そのほかにも、建物は固定資産税評価額、ゴルフ会員権は時価の七〇％、保険積立金は解約返戻金で評価するなど相続税の評価方法によって、資産の再評価が必要になります。
こうして評価して算出した資産価格の合計が帳簿価格合計を

上回るとき、つまり含み益がある場合は、その差額(含み益)の四二％を法人税相当額として資産価格から引くことができます。この理由は、相続税評価額は基本的に清算価値を求めるととされていますが、含み益のある会社を清算しようとすれば資産の売却益が発生し、売却益があれば当然に法人税が課税されるため、その税金分を評価額から差し引くわけです。
純資産価額はいわば相続税評価額の基本ともいえるべき価格で、昔はこの方式しかありませんでした。なお「類似業種比準方式」で算出した額よりも「純資産価額方式」が低い場合は、大会社であっても「純資産価額方式」で評価してもよいことになっています。

「特定会社」に該当するかという点、株式保有特定会社の場合には大会社であれば二五％以上、中会社・小会社であれば五〇％以上です。また、土地保有特定会社の場合は、大会社は七〇％以上、中会社は九〇％以上、小会社は総資産の規模によって、七〇％または九〇％以上となつていきます。これらはいずれも貸借対照表を相続税評価額ベースで再計算した結果で判定されることとなります。
その評価方法ですが、原則として「純資産価額方式」となります。ただし、株式保有特定会社については資産を、株式を持つ部分とそれ以外の部分に分け、株式を持つ部分を「純資産価額方式」で評価し、その他の部分は一般の会社と同様に評価して、その合算によって評価する方法も可能です。
このような評価方法が導入されたのは平成になってからのことで、持株会社あるいは不動産管理会社が一般の会社と同様に評価されてしまうと、その実質価値に比べて低い評価となってしまうことへの課税上の弊害を回避するために導入された。

はないでしょうか。

ここで堤家の名譽のために申し上げますが、こうした相続税対策はまったく合法的なものです。しかし、その一方で相続税評価をあげないために利益を抑えることは会社の財務体質が改善していかないことにもつながります。コクドが過小資本であることは、その結果であるといえるのです。

Q 西武の名義株は、相続対策と関係があるのでしょ

A 今回の事件は、親会社のコクド所有の西武鉄道株がコクドの名義で株主名簿に記載されておらず、有価証券報告書などの公的な報告書にも事実と異なる記載がなされていたというものです。

これらの名義株は堤家の相続対策の結果ではないかとの見方もあります。しかし、これらの名義株は、西武鉄道に対する支配力を持ちながら、上場を維持するためであった可能性が高いと筆者は推測します。

なぜなら、西武鉄道が昨年一月に公表した資料（コクド

管理株の発生の原因・経緯等について）には、昭和三十九年西武グループの創始者である堤康次郎氏が亡くなった当時から、西武鉄道の名義株は「コクドの貸借対照表に一括して計上されていた模様」とあります。いくら名義が変えてあったとしても貸借対照表に計上されている以上、株主評価の対象となりますので、相続税が変わることはありません。したがって、相続対策にならないというのがその理由です。ただ、「されていた模様」とぼかした表現をしているところからは相続対策であったという見方も否定できません。

上場維持が目的であったという観点からは、次のような見方ができます。西武鉄道が昨年一月に公表した「有価証券報告書等の訂正について」によると、平成一二年から最近に至るまで、持株割合上位一〇位までの株主の発行済み株式数に対する保有割合は九〇%前後であり、東京証券取引所（以下「東証」）では九〇%を超えた場合は猶予期間なしの上場廃止と定めています。また、八〇%以上

となった場合でも、その状態が一年以内に解消しなければ同じく上場廃止にすることになっていきます。東証がこのような上場廃止基準を設けているのは、一部の大株主に株式が集中してしまつと、売買の元となる流通株が極端に減つてしまい、取引が成り立たなくなるか、公正な価格形成が損なわれる危険性があるためです。

西武鉄道の公表資料によれば、こうした違反状況が昭和三十年代以前より実に半世紀以上にわたり継続していたと推測されます。このような長期にわた

る規則違反が明らかになった以上、東証としても上場廃止とする以外なかつたわけでは

西武鉄道株は、親会社のコクドにとつて、含み益をもたらず重要な資産であり、西武鉄道が上場廃止になつて、資産価値を失うことは到底許されなかつたと推測されます。しかし、必要以上に株式を手放してしまうことは重要な財産の減少と、西武鉄道への支配力の低下につながります。これもできなかったため、大量の名義株を作ることにより、上場を維持したと考えられるのです。

◆留保金課税に関するQ&A

Q 留保金課税とは、そもそもどのようなものですか

A 留保金課税は、株主上位三グループによる保有割合が五〇%以上のいわゆる同族会社に適用されるもので、課税所得のうち税金・配当・役員賞与など会社から支払われる金額と既に社外に支払われてしまつた交際費などの金額を除いたも

Q 留保金課税とは、そもそもどのようなものですか

A 留保金課税は、株主上位三グループによる保有割合が五〇%以上のいわゆる同族会社に適用されるもので、課税所得のうち税金・配当・役員賞与など会社から支払われる金額と既に社外に支払われてしまつた交際費などの金額を除いたも

の（これを社内に留保されるものという）ことで「留保金」という）が、次のうち一番高い金額を超える部分に対して課税されるものです。

- ①当期所得の三五%
 - ②年一五〇〇万円
 - ③期末資本金の二五%から利益積立金を引いた金額
- また、このときの税率は次の

ようになっていきます。

- ・三〇〇〇万円以下の金額：一〇%
- ・三〇〇〇万超一億円以下の金額：一五%
- ・一億円超の金額：二〇%

なお、これらの留保金課税額に対しても市町村民税・県税がかかりますので、少なくともこの一七・三%増しの金額が通常の法人税・住民税とは別にかかることとなります。

Q 留保金課税が行なわれるのはなぜでしょうか

A 留保金課税が行なわれる目的は、同族会社の場合配当を意図的に抑えることにより、株主である個人への課税を抑えることができるので、一定以上の所得を会社のため込んだ場合（留保した場合）に、個人に課税されない代わりに会社に課税するというものです。

以前は、個人の所得税率は最高七五%に達していました。これに対して、会社への法人税率は五十数%と個人の所得税率に比べて低く、個人に課税できない分を会社に課税することには合理性もあつたのですが、現在

のように個人の所得税率は住民税と合わせて五〇%、法人税率も四三%程度とあまり差がないため、制度として存続する意味がなくなつてきているように思

います。こうした超過税率を課することは、中小企業の自己資本の充実に実を阻害するものであり、税金を取るための制度として存続しているといつても過言ではあり

ません。このような批判に依つて一部の中小企業に対する留保金課税の停止という改正が行なわれましたが、これもことしあるいは来年までと時限的なものにとどまっています。

Q 留保金課税がかからない場合があるようですが、その内容について教えてください

A 留保金課税が免除されるのは、以下のような会社です。

- ①新事業創出促進法に該当する中小企業者で設立から一〇年以内の会社（資本金五〇〇〇万円以下で、かつ設立から一〇年以内ならほとんどの中

小企業者が該当）

- ②新事業創出促進法の認定事業者
- ③創造的中小企業振興法に該当する中小企業者で、前期の試験研究費が総収入金額の三%を超えている会社
- ④資本金一億円以下で、自己資本比率五〇%以下の会社

- それそれぞれの適用期限は、①、②、④が来年三月三十一日までに開始する事業年度、③についてはことしの四月一三日までに開始する事業年度となつてい

ます。これらの条件に該当する場合は、法人税申告書に所定の書類を添付しなければなりません。これを忘れると免除が認められないのは当然のこと、後から提出して免除を求めることもできませんので、十分注意が必要です。

◆留保金課税の今後

留保金課税については従来より問題とされており、日本税理士会連合会が毎年関係官庁に提出している「税制建議」の中でもずつと廃止を求めています。

しかしながら、前述したような一部適用除外が認められただけで、税理士会が要望している廃止には至っていないのが実情です。

また、平成一二年度の税理士会の建議のなかでも述べているように、昭和五〇年より改正されていない留保金課税の定額控除額一五〇〇万円の金額アップも必要であることは明らかです。

昭和五〇年から現在までの消費者物価上昇率が一・八倍（注一）であることから考えても、ほぼ倍の三〇〇〇万円に改正されてもおかしくないわけですが、そのまま据え置かれているため、当期利益が数千万円になるとすぐに留保金課税がかかるという不都合が生じていると思えます。こうした税制が早く廃止になることを望みます。

注一 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室「消費者物価指数年報」より参考資料／週刊ダイヤモンド 二〇〇四年一月二〇日号「堤王国の危機」

久納幹史（くのかんじ）：久納公認会計士事務所所長。著書に「リースの知識と実務」（小社刊）など。
http://www.kunoh-kaikai.com/